三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桐原川支川二二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字恵穂居一番地内四等三角点高松山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から四四度四分四一秒　八五一・五三二メートルの地点　一号
標柱一号から一七七度二七分一六秒　四七・七七五メートルの地点　二号
標柱二号から二四六度四九分三四秒　六八・一九九メートルの地点　三号
標柱三号から八度五分一秒　三六・七一六メートルの地点　四号
標柱四号から三九度二二分二秒　二二・〇〇六メートルの地点　五号
標柱五号から三五三度六分五秒　二二・七三〇メートルの地点　六号
標柱六号から五一度一八分一四秒　一九・一四四メートルの地点　七号

○国土交通省告示第二百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
古屋敷沢
二　砂防法第二条の土地の表示
長野県上伊那郡長谷村大字市野瀬字ビヤクボ九七四番地二地内一等三角点戸倉山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号を順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二八三度一八分四七秒　一号
二一二四・七四八メートルの地点
標柱一号から二五度二五分四六秒　二号
七・八七〇メートルの地点
標柱二号から七九度一一分七秒　三号
二二・五八六メートルの地点
標柱三号から六八度五七分三八秒　四号
七四・二四二メートルの地点
標柱四号から九九度二三分五七秒　五号
四〇・四〇五メートルの地点
標柱五号から一四五度二七分一九秒　六号
一二七・九四三メートルの地点
標柱六号から一一八度二七分三九秒　七号
一一九・一三三メートルの地点
標柱七号から一八五度五四分一七秒　八号
二二・七六二メートルの地点
標柱八号から二六三度二一分三八秒　九号
五二・四〇五メートルの地点
標柱九号から二八七度一分四三秒　十号
八三・六二九メートルの地点
標柱十号から三二一度五二分五二秒　十一号
八六・三四三メートルの地点
標柱十一号から二七三度四七分二三秒　十二号
五二・六九六メートルの地点
標柱十二号から二九六度五三分十一秒　十三号
八二・五六二メートルの地点

○国土交通省告示第二百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地の表示
静岡県伊豆市上白岩字大舟戸一九二〇番一地内三等三角点上白岩村（二）を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を平成十三年国土交通省告示第五十二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱九号と十号を結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三四度二九分二四秒　一号
八二六・九八八メートルの地点
標柱一号から一四六度三二分四四秒　二号
七五・九一五メートルの地点
標柱二号から一八九度〇三分三七秒　三号
六九・五七二メートルの地点
標柱三号から二三八度四五分〇七秒　四号
六・八〇九メートルの地点
標柱四号から三〇八度五八分一五秒　五号
一五一・三八五メートルの地点
標柱五号から二五〇度二五分〇二秒　六号
五六・九六四メートルの地点
標柱六号から一八八度五二分五九秒　七号
六五・七一七メートルの地点
標柱七号から二七二度五三分二一秒　八号
四八・五一二メートルの地点
標柱八号から三一五度四四分四八秒　九号
二八・三八三メートルの地点
標柱九号から四七度〇七分一二秒　十号
一一八・一二五メートルの地点
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
トチ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
静岡県伊豆市加殿字鈴宮六〇六番地先四等三角点加殿を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二六七度四八分〇六秒　一号
一〇五四・一六〇メートルの地点
標柱一号から二〇七度二二分五九秒　二号
五八・六一七メートルの地点
標柱二号から一六八度一〇分四九秒　三号
一二・一二三メートルの地点
標柱三号から一五八度一九分一七秒　四号
六三・二二一メートルの地点
標柱四号から九一度四三分〇七秒　五号
一・八三四メートルの地点
標柱五号から二七度一三分五二秒　六号
六五・六八三メートルの地点
標柱六号から一度〇一分四八秒　七号
六・一二〇メートルの地点
標柱七号から三二八度二四分四〇秒　八号
六八・四九一メートルの地点

○防衛省告示第五十六号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十二条第一項の規定に基づき、平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。施行日前に課した、又は課すべきであった着陸料については、なお従前の例によることとする。

平成二十九年三月三十日

防衛大臣　稲田　朋美

ただし書を次のように改める。

他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量が五十トン以下のものに限る。）についての着陸料の額は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、使用料告示一(一)ア及び一(一)ウの規定により計算して得た金額に十分の九を乗じた金額とする。また、次の第四号及び第五号に掲げる航空機であって、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた優れた取組が行われているものとして国土交通省に指定された空港に着陸するものの着陸料の額について、当該各号に定める割合を乗じた金額以下で国土交通省に定められた金額がある場合にあっては、当該航空機の着陸料の額は、次の各号の規定にかかわらず、当該金額とする。

第一号中「当分の間」を「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間」に、「第四号」を「第五号」に改め、「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間」を「平成三十年三月三十一日までの間」に、「が行われていると認められる」を「についての届出があった」に改め、同号を第五号とし、第三号中「平成二十九年三月三十一日までの間」を「平成三十年三月三十一日までの間」に改め、「（昭和三十一年法律第八十号）」を削り、「が行われていると認められる」を「についての届出があった」に、「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に改め、同号を第四号とし、第二号中「平成三十年三月三十一日までの間」を「平成二十九年三月三十一日までの間」に、「第四号」を「第五号」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもの（次号から第五号までに掲げるものを除く。）のうち、成田国際空港、中部国際空港又は関西国際空港を使用空港とする路線に係るもので国内航空に従事するもの　三分の一